

J:COM BUSINESS MOBILE に関する規約

JCOM 株式会社
JCOM マーケティング株式会社
株式会社ケーブルネット下関

2026 年 7 月 16 日

・ 第1条（規約の適用）

JCOM 株式会社及び、表題記載の各社のうち契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以下あわせて「当社」といいます。）は、法人向けの J:COM MOBILE サービス（J:COM BUSINESS MOBILE）を提供するためにこの J:COM BUSINESS MOBILE に関する規約（以下「この規約」といいます。）を定め、別紙に定める J:COM MOBILE（プラン a） 契約約款及び販売契約約款（以下あわせて「各種サービス約款等」といいます。）に基づき、当社が提供する各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、その提供条件の一部を変更する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）を行います。

- 2 本取扱いは各種サービス約款等と一体となって適用されます。
- 3 この規約に記載が無い事項（用語の定義を含みます。）に関しては、各種サービス約款等が適用されます。
- 4 本契約者が「おまかせサポート」または「えんかくサポート」の提供を受ける場合には、その契約条件その他のご利用条件は「おまかせサポート」または「えんかくサポート」に関する利用規約に従うものとし、当該利用規約が本取扱いと抵触する規定がある場合には当該利用規約が優先して適用されるものとします。

・ 第2条（規約の変更等）

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 3 規約変更その他当社の申し出により本契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、本契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。
- 4 当社が各種サービス約款等を改正した場合、改正前の各種サービス約款等を適用、引用、準用等するこの規約の規定は、改正後の各種サービス約款等の相当する規定を適用、引用、準用等するものとします。ただし、この規約に特段の定めがある場合はこの限りではありません。

・ 第3条（用語の定義） この規約において、次の用語は、次の意味で使します。

用 語	用 語 の 意 味
本契約	この規約に基づき、当社から本取扱いの適用を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結しているもの

・ 第4条（申込みの承諾）

当社は、当社が別に定める方法で各種サービスの申込みがあったときは、その各種サービスの提供においてこの規約を適用することへの同意があったものとみなし、受け付けた順序に従って承諾します。なお、申込みについては特に定める場合を除き、書面、電子受発注システム、電子契約サービス、または当該行為を行う権限を持つ者により行われていることを合理的に確認できる電磁的記録を用いて行うものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には前項に定める申込み（以下「本申込み」といいます。）を承諾しません。

- (1) 本申込みを行ったものが、法人、国の機関、地方公共団体又はそれらに類すると当社が認めるものでない場合
- (2) 本申込みを承諾することによって、この規約に違反することとなる場合

- 3 本契約者は、すでに適用を受けている本取扱いについて、変更等をしようとするときは、そのことを当社が別に定める方法で申し込んでいただきます。この場合、本契約者は、すでに提供を受けている各種サービスを指定していただきます。
- 4 当社は、前項の申込みがあったときは、第 1 項の申込みに準じて取り扱います。
- 5 第 1 項に定める承諾後、第 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、何らの通告等なしに、その承諾を取り消し、又は無効とすることがあります。

・ 第 5 条（本取扱い）

本取扱いの内容は、一部別紙に定めるとおりとします。

- 2 当社は、この規約又は各種サービス約款等に定める本契約者への請求、通知、承諾その他の手続き（以下「通知等」といいます。）を行い、及びこの規約又は各種サービス約款等に定める本契約者からの通知等を受けることができるものとします。
- 3 本契約者は、各種サービスについて、名義変更、連絡先の変更等があったときは、すみやかに、当社に通知していただきます。
- 4 前項に定める通知がないときは、当社がこの規約に基づき行う通知等は、当社が届出を受けている情報に従って行うことをもって、その通知等を行ったものとみなすとともに、通常到達するべきときにその宛先に到達したものとみなします。

・ 第 6 条（本取扱いの変更・中止・中断）

当社は、当社の都合により本取扱いについて変更、中止又は中断をすることがあります。

・ 第 7 条（本取扱いの終了）

当社は、本取扱いの適用を受けている各種サービスの全部又は一部について、本契約者から本取扱いの適用を終了する旨の申し出があったとき又は当社から各種サービスの提供を受けるための契約が終了したとき（当該契約を終了すると同時に当該契約に相当する契約を締結する場合を除きます。）は、当該各種サービスの全部又は一部に係る本取扱いを終了します。

- 2 当社は、本取扱いの適用を受けている各種サービスの全部又は一部について、この規約に定める条件に適合しなくなったときは、当該各種サービスの全部又は一部に係る本取扱いを終了します。
- 3 当社は、6 ヶ月間、本契約者に対する本取扱いの適用が無いときは、あらかじめ通知のうえ、本契約を解除します。
- 4 前 3 項の場合において、本契約者が支払い、又は支払わなければならなかった本取扱いに係る債務があるときは、その終了又は解除にかかわらず、本契約者はその支払いを要します。

・ 第 8 条（解除）

当社は、本契約者がこの規約に違反することとなったときは、あらかじめ通知のうえ、本契約を解除します。ただし、緊急やむを得ない相当の理由がある場合は、解除後すみやかに通知するものとします。

・ 第 9 条（情報の取扱い）

当社は、本契約者に係る情報を各種サービス約款等の規定に基づき利用するとともに、当該情報をこの規約の規定を実施するために利用します。

- 2 当社は、前項に定める情報の取扱いについて、当社が公開するプライバシーポリシーを遵守します。

・ 第 10 条（反社会的勢力の排除）

本契約者は、現在又は過去5年以内において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約していただきます。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

・ 第11条（権利義務の譲渡等の禁止）

本契約者は、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはなりません。

・ 第12条（準拠法）

この規約等は、日本国の法律の適用を受け、また日本国の法律によって解釈されるものとします。

・ 第13条（管轄の合意）

この規約等又はこれに関連する一切の事項について訴訟を提起するときは、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

・ 第14条（その他）

この規約に定める消費税等相当額の計算については、別途当社が指定するとおりとします。

附則

（実施期日）

この規約は、2024年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2025年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2025年11月4日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2025年12月16日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026 年 7 月 16 日から実施します。

別紙 1

J:COM MOBILE（プラン a） 契約約款に定める提供条件の変更に係る本取扱い

1 契約の単位に係るもの

J:COM MOBILE（プラン a） 契約約款（以下この別紙 1 において「本約款」といいます。） 第 5 条（契約の単位）において、契約の単位に関する以下の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
当社は、1 世帯毎に J:COM MOBILE 契約を締結します。この場合、契約者は、世帯につき 1 人に限ります。また、1 世帯内において、2 人以上が J:COM MOBILE 契約（プラン a およびプラン i を問わず）を契約することはできません。	当社は、1 つの法人もしくは法人に類すると当社が認める組織およびそれを構成する 1 部署毎に J:COM MOBILE 契約を締結します。

2 契約申込の承諾に係るもの

本約款第 9 条（契約申込の承諾） 第 4 項において、J:COM MOBILE 契約の申込みを承諾しないことがあるものとして掲げる次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
4 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その J:COM MOBILE 契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) J:COM MOBILE 回線を開通し維持し、または保守することが技術上著しく困難なとき。 (2) 申込者の世帯において既に 5 以上の J:COM MOBILE（プラン a およびプラン i）契約回線を保有しているとき。または、5 以上の J:COM MOBILE（プラン a およびプラン i）契約回線を同時に申し込むときの、6 回線目以降の契約。 (3) 申込者が、当該申込以前の一定期間内に、5 以上の J:COM MOBILE（プラン a およびプラン i）契約回線を保有していたとき。 (4) J:COM MOBILE 契約の申込みをした者（以下本条において「申込者」といいます。）が J:COM MOBILE サービスに係る料金および当社が提供する他のサービスに係る料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。	4 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その J:COM MOBILE 契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) J:COM MOBILE 回線を開通し、維持し、または保守することが技術上著しく困難なとき。 (2) 削除 (3) 削除 （以下左欄と同じ）

(5) 申込者が第 30 条（利用停止）の規定により J:COM MOBILE サービスおよび当社が提供する他のサービスの利用停止をされている、または当社が行う J:COM MOBILE 契約の解除を受けたことがあるとき。 (6) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を通知したとき。 (7) 申込者がこの約款の規定に違反するおそれがあるとき。 (8) 申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。 (9) 申込者が料金の支払いについて、当社が定める支払い方法に同意しない場合。 (10) 申込者がその申込みにあたり当社にて個人情報を登録することを拒否した場合。 (11) 申込者がその申込みにあたり、現に当社と契約を締結している他の契約者と同一の住所（集合住宅においては部屋番号を含むものとする。）で氏名が異なる場合。 (12) その他当社または特別事業者の業務の遂行上著しい支障があるとき。	
---	--

3 契約締結後書面に係るもの

本約款第 10 条（契約締結後書面の交付等）において、J:COM MOBILE 契約の契約締結後書面を本契約者に交付することに関する以下の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。 2 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとし ます。 (1) 電磁的方法による交付 (2) 紙面による交付	(削除)

4 初期契約解除に係るもの

本約款第 14 条（初期契約解除等）において、J:COM MOBILE 契約の初期契約解除に関する以

下の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
J:COM MOBILE サービスの申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、文書により契約の解除を行うことができます。（通話料等は除きます。） 2 前項の規定による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。 3 第1項の規定にかかわらず J:COM MOBILE サービスの申込み後、特別事業者端末機器の送付が未完了の状態であるときは、申込者は当該申込みの撤回を行うことができます。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。 4 （削除）第37条（基本使用料および付加機能利用料の支払い義務）第6項に定める規定に関わらず、申込者が特別事業者端末機器の受領をしていない場合は、前各項においてサービスの提供を開始していないものとし扱います。	（削除）

5 J:COM MOBILE 法人向けデータ盛の適用

本約款料金表Ⅰ（利用料・手続き費等）第1表（料金）第1（基本使用料）1（適用）の表の（1）欄中、次表左欄の規定は次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前			読替え後		
ウ 月間通信量制限コースには、次の種類があります。			ウ 月間通信量制限コースには、次の種類があります。		
	基本データ容量	内容		基本データ容量	内容
②	1GB	月間通信量が1GB のもの。	②	1GB（法人データ盛 5G プラン）	月間通信量が 1GB であって、データ盛追加通信量が 4GB のもの。
④	5GB	月間通信量が5GB のもの。	④	5GB（法人データ盛 10G プラン）	月間通信量が 5GB であって、データ盛追加通信量が 5GB のもの。
⑥	10GB	月間通信量が10GB であつ、最低通信速度が1Mbps のもの。	⑥	10GB（法人データ盛 20G プラン）	月間通信量が10GB かつ最低通信速度が 1Mbps であって、データ盛追加通信量
⑧	20GB	月間通信量が20GB であつ、最低通信速度が1Mbps のもの。			
⑨	50GB	月間通信量が20GB であつ、最			

		低通信速度が 1Mbps のもの。			が 10GB のもの。
	⑧	20GB（法人デー タ盛 30G プラ ン）			月間通信量が 20GB かつ最低通 信速度が 1Mbps であって、デー タ盛追加通信量 が 10GB のもの。
	⑨	50GB（法人デー タ盛 60G プラ ン）			月間通信量が 50GB かつ最低通 信速度が 1Mbps であって、デー タ盛追加通信量 が 10GB のもの。
備考					
1. このウにおいて「データ盛追加通信量」とは、別表 1（付加機能）の表の（1）欄（通信量追加機能）に定める「通信料追加機能」によって追加する同欄に定める「当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量」であって、前月末時点で月間通信量制限コースを適用中の J:COM MOBILE 契約者に限り、料金月ごとにその料金月の当社が定める日（以下このウにおいて「データ盛追加日」といいます。）にその契約者回線に自動的に設定されるものをいいます。 2. 料金表 I（利用料・手続き費等）第 1 表（料金）第 2（付加機能利用料）2（料金額）の規定にかかわらず、契約者は、データ盛追加通信量について、付加機能利用料の支払いを要しません。 3. その契約者回線において、同 2（料金額）(1)の※3 に規定する追加データ容量の残量（料金月の開始時点のものに限ります。）に、上欄に規定するデータ盛追加通信量を加算して得た通信量が 100GB を超える場合、その料金月のデータ盛追加日に自動で設定されるデータ盛追加通信量は、上欄の規定にかかわらず、100G からその追加データ容量の残量を控除して得た通信量とします。					

6 料金額

本約款料金表 I（利用料・手続き費等）第 1 表（料金）第 1（基本使用料）2（料金額）

(1) デュアルタイプに係るもののうち、次表左欄の規定は次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前				読替え後			
コース	項番	基本データ容量	料金額	コース	項番	基本データ容量	内容
月間通信料制限コース (AプランST)	②	1GB	1,280 円 (税込 1,408 円)	月間通信料制限コース	②	1GB	980 円 (税込 1,078 円)
	④	5GB	1,780 円 (税込 1,958 円)		④	5GB	1,480 円 (税込 1,628 円)
	⑥	10GB	2,280 円 (税込 2,508 円)		⑥	10GB	1,980 円 (税込 2,178 円)
	⑧	20GB	2,780 円 (税込 3,058 円)		⑧	20GB	2,480 円 (税込 2,728 円)
	⑨	50GB	3,480 円 (税込 3,828 円)		⑨	50GB	3,480 円 (税込 3,828 円)

7 迷惑電話・メッセージブロック機能の適用除外について

(1) 本約款料金表 I (利用料・手続き費等) 第 1 表 (料金) 第 2 (付加機能利用料) 2 (料金額) の (3) の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
(3) 迷惑電話・メッセージブロック機能 本機能の提供に係る月額利用料金はかかりません。	(削除)

(2) 別表 1 付加機能 (8) の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前		読替え後
種類	提供条件	(削除)
(8) 迷惑電話・メッセージブロック機能	本機能の利用の請求をした J:COM MOBILE 契約者が対象端末にアプリケーションをインストールすることにより、以下の機能を提供します。対象端末上での電話の発着信時に迷惑	

	電話を検知し、警告表示による注意喚起または通話の自動拒否を行います。対象端末に届く迷惑メッセージを検知し、警告表示による注意喚起を行います。企業や公共機関などからの発着信時には、イエローページの情報を元に相手の名称を自動で表示（以下「相手先名称表示」といいます。）します。 備考 省略	
--	--	--

8 契約事務手数料の適用

本約款料金表Ⅰ第1表（料金）第4（手続きに関する料金）2（料金額）において、次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前			読替え後		
2 料金額			2 料金額		
区分	単位	料金額	区分	単位	料金額
契約事務 手数料	1 申込ご とに	3,000 円 （税込 3,300 円） / 台	契約事務 手数料 注1	10 回線ご とに	3,000 円 （税込 3,300 円）
			注1 当社が提供する J:COM MOBILE サービスの契約を解除する場合であって、解除と同時に本サービスの申込を行なう場合には、当社が定める料金表の本サービスの利用開始に関する手数料を無料にします。		

別紙 2

販売契約約款に定める提供条件の変更に係る本取扱い

1 提供区域に係るもの

販売契約約款（以下この別紙 2 において「本約款」といいます。）において、次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
第 3 条（販売契約の申込みをすることができる条件） 別記 1 に定める「J:COM」の統一ブランドを冠して電気通信事業を行う当社の子会社（以下「当グループ」といいます。）の J:COM MOBILE 契約約款（プラン a）（以下「J:COM MOBILE 約款」といいます。）に定めるサービス（以下「J:COM MOBILE サービス」といいます。）に係る契約を締結している者（以下「J:COM MOBILE 契約者」といいます。）が別表に定める商品を当社から購入する場合に限り、販売契約の申込みを行うことができます。 2 削除 3 当社は、別表に定める当グループのサービス提供区域に現に居住しているものに限り、本約款に定める契約の締結を行います。※当社が認める場合を除く。 4 当社は、前項の規定に関わらず、販売契約台数を制限する場合があります。 5 削除	第 3 条（販売契約の申込みをすることができる条件） 別記 1 に定める「J:COM」の統一ブランドを冠して電気通信事業を行う当社の子会社（以下「当グループ」といいます。）の J:COM MOBILE 契約約款（プラン a）（以下「J:COM MOBILE 約款」といいます。）に定めるサービス（以下「J:COM MOBILE サービス」といいます。）に係る契約を締結している者（以下「J:COM MOBILE 契約者」といいます。）が別表に定める商品を当社から購入する場合に限り、販売契約の申込みを行うことができます。 2 削除 3 削除 4 当社は、前項の規定に関わらず、販売契約台数を制限する場合があります。 5 削除

2 契約申込みの撤回に係るもの

本約款において、次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
第 5 条（契約申込みの撤回） 購入者は、当該商品を受け取った日から起算して 8 日を経過するまでの間、文書又は電磁的記録によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。 2 前項の規定による申込みの撤回等は、	（削除）

同項の文書又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。 3 第1項の規定に基づき、購入者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、当該撤回または解除を行った日から7日以内に、購入者は当該商品を当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。 4 前項の規定により当該商品の当社への返却が当該撤回または解除を行った日から7日以内になされない場合、購入者は当該商品の返却に代えて、その賠償責任を負うものとし、契約者が当該賠償責任を履行した場合、契約者は前項の機器等の返却義務を免れるものとします。購入者が負担する賠償責任の額は別表4に規定するものとします。	
--	--

3 料金の支払方法に係るもの

本約款において、次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
第9条（賦払金または一括払い金の支払方法） 購入者は、当社が端末代金支払い等特約に定める賦払金（以下、「賦払金」といいます。）または一括払い金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社（第13条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）に支払うものとします。 (1) 料金および手続きに関する費用について、当社が定める期日までに、金融機関の契約者の口座からの自動振替または、クレジットカードによる決済手段を用いてお支払いただきます。なお、当社または当グループとの間で現に契約を締結していない場合や、その他当社が特に認める場合には、当社は、契約者に対し、クレジットカードによる決済手段により、当社が定める期日までにお支払いいただくこと、その他当社指定の方法でお支払いいただくことがあります。	第9条（賦払金または一括払い金の支払方法） 購入者は、当社が端末代金支払い等特約に定める賦払金（以下、「賦払金」といいます。）または一括払い金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社（第13条（債権の譲渡）の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）に支払うものとします。 (1) 料金および手続きに関する費用について、当社が定める支払期日までに、金融機関の契約者の口座からの自動振替または、クレジットカードによる決済手段を用いてお支払いただきます。 (2) 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。 (3) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ます。 (2) 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。 (3) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。 (4) 当社は、購入者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。 (5) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免することがあります。 (6) 当社は、前号の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。	(4) 当社は、支払期日、支払方法その他支払いに関する条件を当社等が発行する請求書その他の書面または電磁的方法において指定することがあります。 (5) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免等することがあります。 (6) 当社は、前号の規定により料金等の減免等を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。
--	---

4 故障交換に係るもの

本約款において、次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
第 12 条（故障交換） 商品の保証期間は 1 年間とし、その間に発生した自然故障（当該機器の取扱説明書等に従い正常に使用したにもかかわらず、生じる電氣的・機械的故障で且つ、メーカーの保証規約にて保証の対象となる故障をいいます。）について、当社は無償で修理または交換を行います。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等は保証対象外となります。 2 保証期間外の故障に関しては、故障内容に応じて当社が算定し、故障修理前に購入者に提示し、修理または交換の委託を受ける事とします。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等の取り扱いは、前項に従います。	第 12 条（故障交換） 商品に保証期間はありません。当社は、商品に保証書が添付されていた場合であっても、その保証書の効力を保証しません。 2 商品の故障に関しては、故障内容に応じて当社が算定し、故障修理前に購入者に提示し、修理または交換の委託を受けることとします。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等は購入者の負担とします。

5 別表 1 に係るもの

本約款において、次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
別表 1-1 スマホ端末の販売名称及び販売	別表 1 商品の販売名称、販売価格等

価格（J:COM MOBILE サービス契約が必要となるもの） 商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内 (略) 別表 1-2 (略) 別表 1-3 (略)	商品の販売名称、販売価格等については、当社が指定するホームページ（注）に定めるとおりとします。 （注）当社が指定するホームページ https://r.jcom.jp/00Yzh63
---	---

6 別表 3 に係るもの

本約款において、次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
別表 3 当グループの提供区域 当グループは下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、当社の子会社が定めるサービスの提供を行います。 (略)	別表 3（削除）

7 特定携帯電話端末の販売における特約に係るもの

本約款において、次表左欄の規定は、次表右欄のとおりに読み替えます。

読替え前	読替え後
特定携帯電話端末の販売における特約 12 (略) 特定携帯電話端末の販売における特約 13 (略) 特定携帯電話端末の販売における特約 14 (略)	特定携帯電話端末の販売における特約 12～14（削除）